

Title	評価規約の規定要因 (3) : 斎藤学説
Sub Title	Valuation rule and two conceptual views of earnings : case of Saito theory (3)
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shōji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2019
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.62, No.4 (2019. 10) ,p.31- 47
JaLC DOI	
Abstract	<p>斎藤学説の特質は、事業資産・金融資産分類および配分・評価分類というふたつの資産分類の上に構築されていること、そして、そのふたつの分類は、前者の事業資産・金融資産分類が企業価値評価（企業価値差額としての損益計算）に由来しているのに対して、後者の配分・評価分類は投下資本回収計算としての損益計算（いわゆる純利益の算出にかかわる会計的損益計算）に由来しており、その素性を異にしていること、という2点に纏められる。</p> <p>したがって、現行会計に関する説明理論の構築という視点からするかぎり、その論点にしても、おのずと、事業資産・金融資産分類の会計への援用可能性、配分・評価分類の妥当性、そして事業資産・金融資産分類と配分・評価分類との併存可能性という3点に整理できるであろう。</p> <p>そこで、まず第1の論点であるが、それについては、次の5点が問題になる。</p> <p>①事業資産・金融資産の評価規約の、現行会計実践に関する説明可能性 ②企業価値差額としての損益計算と会計的損益計算との相違に関する認識の欠如 ③損益の質的相違の識別可能性 ④現金項目の位置づけを巡る事業資産・金融資産分類の論理的成立可能性 ⑤事業資産・金融資産分類の、会計への導入の根拠</p> <p>このうち、前号で取上げた①・②は、評価規約という量的側面に関する問題点であるが、結論的には、事業資産・金融資産分類は、現行会計実践を合理的に説明することはできないと筆者は考えている。</p> <p>本稿は、それを承けて、残りの3点を取上げることにする。③は、損益の識別という質的側面に関する問題点であるが、事業資産と金融資産とを区別する主観のれんの有無というメルクマールからは、損益計上時期の遅速しか演繹できず、損益の性質は識別できない、というのが筆者の結論である。つまり、この点でも、事業資産・金融資産分類は、現行会計実践を合理的に説明できないのである。他方、事業資産・金融資産分類における金融資産には、現金項目が含まれているようであるが、そうした理解では、事業資産・金融資産分類は、損益計算上の分類として論理的に成立し難いように筆者には思われるのである。</p> <p>このように、結論的には、事業資産・金融資産分類は、損益計算上の論理的な成立可能性（④の論点）の点でも、現行会計実践の合理的説明可能性（①・②・③の論点）の点でも、疑問があると筆者は考えている。そうであれば、斎藤学説が事業資産・金融資産分類を会計に導入したことの根拠が、問われなければならない。その点を、⑤において検討する。</p> <p>結論的には、斎藤学説において、事業資産・金融資産分類を会計に導入する根拠は、欠如しているというのが筆者の考えである。</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20191000-0031

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

評価規約の規定要因（3）

—— 斎藤学説 ——

笠井昭次

<要 約>

斎藤学説の特質は、事業資産・金融資産分類および配分・評価分類というふたつの資産分類の上に構築されていること、そして、そのふたつの分類は、前者の事業資産・金融資産分類が企業価値評価（企業価値差額としての損益計算）に由来しているのに対して、後者の配分・評価分類は投下資本回収計算としての損益計算（いわゆる純利益の算出にかかわる会計的損益計算）に由来しており、その素性を異にしていること、という2点に纏められる。

したがって、現行会計に関する説明理論の構築という視点からするかぎり、その論点にしても、おのずと、事業資産・金融資産分類の会計への援用可能性、配分・評価分類の妥当性、そして事業資産・金融資産分類と配分・評価分類との併存可能性という3点に整理できるであろう。

そこで、まず第1の論点であるが、それについては、次の5点が問題になる。

- ①事業資産・金融資産の評価規約の、現行会計実践に関する説明可能性
- ②企業価値差額としての損益計算と会計的損益計算との相違に関する認識の欠如
- ③損益の質的相違の識別可能性
- ④現金項目の位置づけを巡る事業資産・金融資産分類の論理的成立可能性
- ⑤事業資産・金融資産分類の、会計への導入の根拠

このうち、前号で取上げた①・②は、評価規約という量的側面に関する問題点であるが、結論的には、事業資産・金融資産分類は、現行会計実践を合理的に説明することはできないと筆者は考えている。

本稿は、それを承けて、残りの3点を取上げることにする。③は、損益の識別という質的側面に関する問題点であるが、事業資産と金融資産とを区別する主観のれんの有無というメルクマールからは、損益計上時期の遅速しか演繹できず、損益の性質は識別できない、というのが筆者の結論である。つまり、この点でも、事業資産・金融資産分類は、現行会計実践を合理的に説明できないのである。他方、事業資産・金融資産分類における金融資産には、現金項目が含まれているようであるが、そうした理解では、事業資産・金融資産分類は、損益計算上の分類として論理的に成立し難いように筆者には思われるのである。

このように、結論的には、事業資産・金融資産分類は、損益計算上の論理的な成立可能性

(④の論点)の点でも、現行会計実践の合理的説明可能性(①・②・③の論点)の点でも、疑問があると筆者は考えている。そうであれば、斎藤学説が事業資産・金融資産分類を会計に導入したことの根拠が、問われなければならない。その点を、⑤において検討する。

結論的には、斎藤学説において、事業資産・金融資産分類を会計に導入する根拠は、欠如しているというのが筆者の考えである。

<キーワード>

事業資産と売却損益との関係、売却損益生成の根拠、現金項目の意義、損益計算と資産分類との関係、事業資産・金融資産分類の導入の根拠、配当割引モデル、オールソンモデル、ピーバーの定式化、純利益算出と企業価値評価との峻別

(4) 事業資産・金融資産の損益の質的相違の識別可能性に関する疑問

事業資産と金融資産とを区別するメルクマールは、言うまでもなく、主観のれんの有無であるが、このメルクマールによって、事業資産および金融資産に生ずる損益の性質を規定できるであろうか。斎藤学説においては、この主観のれんの有無という属性から論理的に言い得ることは何なのか、ということが明確には論じられていないので、事業資産および金融資産の損益の性質にしても、本当のところは、不明であると言わざるを得ず、ここで検討する必要があるのである。

まず金融資産についてみれば、この資産概念については、主観のれんが存在しないわけであるが、この本質的属性から演繹できることは、事後計算においても、金融資産の割引現在価値(つまり企業価値)額が時価で測れる、ということだけであり、金融資産の損益の性質は、まったく不明なのではないだろうか。しかし、この点は、事業資産のほうが明確に理解できるので、以下では、事業資産を中心にして検討することとしたい。

この事業資産については、売却損益が、当然のごとく生ずるとみなされているようであるが、しかし、事業資産概念から、本当に、売却損益の生成を説明することができるのであろうか。その点につき、筆者は疑問を覚えているので、(i)において検討する。そのうえで、(ii)において、売却損益が生ずるための要件を筆者なりに考えることにしたい。

(i) 事業資産概念から売却損益を導出できない理由

事業資産の場合には、言うまでもなく、主観のれんが存在するという点にその特質があるわけである。そして、この事業資産の損益については、一般に売却損益が生ずるとみなされてしまっているが、事業資産に関する主観のれんの存在という本質的属性から、事業資産の損益が売却損益であるという結論を導出することなど、本当にできるのであろうか。そうした一般的見方に対して、次のようなふたつの理由に基づいて、筆者は否定的である。

まず第1の理由は、主観のれんの有無ということから論理的に言い得ることは、損益の認識時点の遅速ということだけのように思われるからである。すなわち、主観のれんというのは、将来の期待値にすぎないのであるから、これを、事後計算としての会計上の損益計算の世界に導入したときにも、主観のれんが事実化したさいに(主観のれんの数値が確実性・確定性を帯びたさいに)、

損益を認識しなければならないということになる。つまり、いわゆる実現した時点まで、損益の認識を遅延させなければならないわけである。

それに対して、主観のれんのない金融資産については、その数値に確実性・確定性のない主観のれんが欠如しているために、その時価が期待と事実とを同時に表現しているという理由により、時価差額を即座に認識してよい、というのが斎藤学説の主張に他ならない。

そのように、主観のれんの有無というのは、損益認識時点の遅速といういわば量的側面にかかわっているにすぎない。逆に言えば、主観のれんの有無というメルクマールには、損益の質的相違（どのような損益なのか）ということの規定する能力が、欠如しているのである。

ここで、主観のれんの有無に基づく事業資産・金融資産という分類が、そもそも企業価値評価にとり便宜な分類である、ということ想起すべきであろう。そこでは、株価の額を予想することに主眼があるので、損益の構成内容ということなどには、もともと、さして関心がないのではないだろうか。どのような損益であろうと、株価が高まれば、無機能資本家にとっては良いのであろうから、もっぱら企業価値（株価）の動向に関心を寄せる無機能資本家においては、極言すれば、損益の質的相違が識別されている必要は、ないということになろう。したがって、主観のれんの有無に基づく事業資産・金融資産分類によって、損益の質的性質が不明であっても、投資意思決定の観点からすれば、特に問題は、ないわけである。

そして、そのことはさて置いたとしても、第2に、主観のれんのない売買目的有価証券について、売却損益が生ずると斎藤学説でもみなされていることにも留意すべきである。つまり、時価評価される売買目的有価証券は、期末時には保有損益が、そして、売却時には売却損益が、生ずると一般にみなされているが、斎藤学説も、そのことに格別の異論を唱えていないようである。したがって、斎藤学説においては、その根拠は不明であるにしても、主観のれんのない売買目的有価証券についても、主観のれんのある事業資産についても、共に売却損益が生じるとみなされているわけである。つまり、売却損益は、主観のれんの有無には関係しない、ということに他ならない。そうであれば、売却損益は、のれんの有無とは別の属性によって規定されている、ということになるのではないだろうか。

以上のふたつの理由により、主観のれんの有無に基づく事業資産・金融資産分類では、事業資産概念から売却損益という損益が算出されることを合理的に説明できていないと言わざるを得ない。したがって、製品等につき売却損益が算出される、と言い得るための製品等の特質は何か、つまり、製品等に関する、主観のれんとは別の属性とは何か、ということが問われなければならない。

（ii）売却損益生成の根拠

ここに、売却損益の生成を導出できるような、製品等についての、主観のれんとは別の属性が、探求されなければならないのである。製品等については、日常用語法的にも、あるいは取得原価主義会計論という理論体系においても、売却損益が生ずるとみなされている。そのために、その製品等を統括する事業資産についても、売却損益という損益が算出されるのは、きわめて当然の

こととみなされがちであるが、しかし、そうした理解は、事業資産の論理とは無関係に形成された、いわば常識論にすぎない。そうした常識論に振り回されることなく、売却損益生成の学理的根拠が探求されなければならない。

取得原価主義会計論については、種々の考え方があり得ようが、そのうちでもっとも優れているのは、資本循環シェーマ〔G—W—G'〕を導入したうえで、それに基づき、貨幣性資産（G・G'）と費用性資産（W）という資産2分類を形成した理論体系であろう。この取得原価主義会計論においては、製品・機械等の棚卸資産・設備資産は、言うまでもなく、費用性資産（W）に帰属させられているが、この価値生産活動における費用性資産（W）という性格規定により、製品等の損益は、売却損益という特質を具えることになる。すなわち、価値生産活動というのは、人間労働力を用いて付加価値を付した製品を、他者のために（市場向けに）生産する経済活動に他ならない。したがって、市場において、そうした経済財を対価と交換することが不可欠であり、そして、そのことによって、損益が発生するのである。このように、価値生産活動における費用性資産というのは、交換的損益としての売却損益の獲得を企図する資産カテゴリーであるから、価値生産活動に関する費用性資産という概念が形成され、製品等をこの費用性資産に帰属させるならば、そのかぎりにおいて、その損益が、売却損益として是認されるのである。

その点、斎藤学説は、価値生産活動に基づく貨幣資産・費用性資産分類に換えて、事業資産・金融資産分類を採用したわけである。⁹⁾ そうであれば、いかに事業資産に属する製品等が費用性資産に属するとしても、その費用性資産について言い得ること（ここでは、その損益が売却損益という性質を帯びること）を、そのまま事業資産に適用できると考えてはならないであろう。改めて、事業資産の損益について、それが売却損益であることを論証しておかなくてはならなかったのではないだろうか。しかし、斎藤学説においては、そうした作業がまったくなされていないのである。

以上のように考えれば、売却損益の根拠となる別の属性とは、価値生産活動に関する属性（費用性資産という概念規定に関する属性）ということになる。端的に言えば、売却損益の根拠とは、価値生産活動から生じた損益ということなのではないだろうか。

要するに、事業資産概念は、価値生産活動にかかわる費用性資産という概念に代わり登場した資産概念であるし、さらには、そもそも、損益の性質には関心のない企業価値評価にかかわる資産概念であるから、売却損益という損益の質的性質を特定できなかつたとしても、やむを得ないのである。

9) 斎藤学説は、いわば突然に、事業資産・金融資産分類を会計に取入れただけであり、取得原価主義会計論における貨幣資産・費用性資産分類を明確に否定しているわけではない。したがって、貨幣資産・費用性資産にかかわる価値生産活動〔G—W—G'〕をどのように理解していたのかは、まったく不明である。しかし、同じあるいは類似した立場にたっていると思われる大日方学説は、価値生産活動〔G—W—G'〕の意義を否定している。しかし、そこで主張されていることが、理論的に成立するとは、筆者には思われない。その点についての筆者の考えは、笠井〔2010a〕（57～63ページ）を参照されたい。

（5）現金項目の位置づけを巡る事業資産・金融資産分類の論理的成立可能性

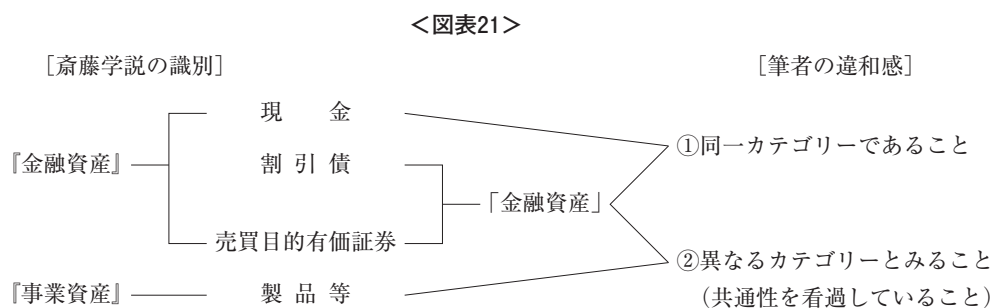
次に、現金項目の位置づけ（キャッシュ概念の意義）を視野に入れながら、斎藤学説における事業資産・金融資産分類の、会計的損益計算上の妥当性を考えることにしよう。事業資産・金融資産分類における金融資産カテゴリーには、一般に、割引債（満期保有目的有価証券については、ここでは、この割引債をもって代表させておく）および売買目的有価証券のみならず、現金項目も含まれているようである。斎藤学説も、そのことに特に言及していないので、ここでは、そうした理解にたっているとみなして議論を進めることにする。

（i）現金項目を金融資産に含めた場合の、損益計算上の混乱

現金項目を含めて金融資産という概念を形成することに、損益計算上、本当に、何の問題もないのであろうか。その点、①現金項目と割引債・売買目的有価証券とを同一の資産カテゴリーにしてしまうこと、および②割引債・売買目的有価証券と製品等を当初から別の資産カテゴリーに帰属させ、両者の共通の属性の存在にはまったくふれることなく無視してしまうことに、損益計算上、大きな違和感を筆者は覚えざるを得ないのである。

ここで用語法上の混乱を避けるために、事業資産と金融資産という二項対立については、『事業資産』および『金融資産』と表記するとともに、『金融資産』に含まれる項目のうち、現金項目以外の金融資産を「金融資産」と表記することにしよう。

筆者の違和感をこうした表記法で示せば、次のようになる。



まず①であるが、現金項目は、それ自体としては、損益を産むことはない。それに対して、「金融資産」は、それ自体損益を産むのである。計算目的が損益計算にあるのなら、損益を産む項目とそれ自体としては損益を産まない項目との類別は、第一義的に重要なことなのではないだろうか。そうした損益計算の立場に依拠するかが、おのずと、現金項目と「金融資産」とを『金融資産』として括ってしまってもよいのか、という疑問が湧出するのである。そうした視点からすれば、今度は、「金融資産」と製品等とが、その共通性についてはまったく語られることなく、当初から『金融資産』と『事業資産』という別のカテゴリーに帰属させられていることにも、違和感を覚えざるを得ない。これが、②の問題に他ならない。つまり、「金融資産」と製品等とは、損益の質は異なるとしても、共に損益を産むという同じ性質を具えているが、その点につい

ては顧みられることなく、当初から異なる資産カテゴリーとして分離されてしまっている。それは、損益計算的にみて、妥当なのであろうか。逆に言えば、「金融資産」と製品等との、「損益を産む」という損益計算上の同質性は、斎藤学説の資産分類論においては、どこにも表現されていないが、損益計算を計算目的とする資産分類論として、それでよいのであろうか。

分類というのは、目的（計算目的）によって規定されるものであるが、その視点からすれば、現金項目を『金融資産』の一下位カテゴリーとみなしてよいのは、あるいは、『金融資産』と『事業資産』とを二項対立とみてよいのは、会計の計算目的が、企業価値評価にあるときなのではないだろうか。その場合には、「金融資産」の企業価値額は、 $[\sum C_n / (1 + R)^n]$ (C_n : 第n期のキャッシュインフロー, n : 第n期, R : 利子率)として算出されるが、現金項目の企業価値額もまた、 $[\sum C_0 / (1 + R)^0 = C_0]$ として、同じ算式で算出されるとも言えないわけではないからである。

しかしながら、会計の計算目的は、損益計算にあるのである。その場合には、図表21に示したような①および②という問題点が顕現化するのである。

(ii) 損益計算目的に適合する資産分類の在り方

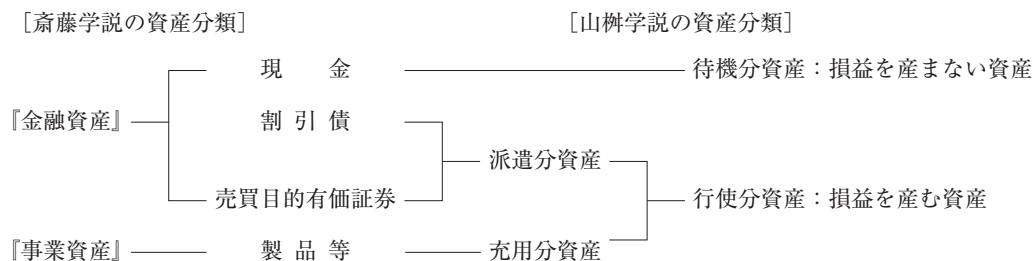
会計の計算目的が損益計算にあるとするならば、まず①について、「それ自体としては損益を産まないが、損益を産む資産に何時でも投下できる資産」と、「それ自体として損益を産む資産」との分別が、第一義的に重要なはずである。ここで、便宜、前者を「キャッシュ」、後者を「損益産出財」とよべば、企業の損益産出活動は、[キャッシュ→損益産出財→キャッシュ]と表現できるであろう。損益産出活動に関するこうしたシェーマを視野に入れば、事業資産・金融資産分類は、実は、企業の損益産出活動におけるキャッシュの意義を適切に位置づけているとは言えないのではないだろうか。

次に②であるが、以上のように、キャッシュと損益産出財とを分離するという発想にたつかり、製品等もまた、損益産出財として、割引債・売買目的有価証券と同類であることになろう。そこで、ひとまず、製品等と割引債・売買目的有価証券とを損益産出財として括っておくことにしよう。その場合には、損益の産み方の相違によって、損益産出財を細区分することが必要になる。この細区分は、結果的には、製品等と割引債・売買目的有価証券という分別になるとしても、しかし、この二項対立は、『事業資産』と「金融資産」という類別ではない。なぜなら、ここの区分のメルクマールは、あくまで損益の産み方の相違にあり、主観のれんの有無にあるのではないからである。

こうした発想にたった資産分類としては、山榎忠恕が提唱した企業資本等式における分類が挙げられる。そこでは、上記のキャッシュは待機分資産として、他方の損益産出財は行使分資産とよばれており、そして、その行使分資産が、価値生産活動と資本貸与活動という損益の産み方の相違によって細区分され、前者の価値生産活動に相当する行使分資産が充用分資産¹⁰⁾、後者の資本貸与活動に相当する行使分資産が派遣分資産とよばれているのである。

以上を纏めれば、次のようになろう。

<図表22>



損益計算の視点からすれば、山榊学説における資産分類のほうが、はるかに合理的であろう。斎藤学説における事業資産・金融資産分類は、そもそもは、企業価値評価にとり便宜な分類に他ならないので、投下資本回収計算という損益計算を計算目的とする会計には、本来的に適合しなかったのである。したがって、会計の世界に導入するのは、もともと無理だったのではないだろうか。それが、筆者の結論である。

(6) 事業資産・金融資産分類の、会計への導入の根拠に関する疑問

(i) 考え得る導入の根拠

以上においては、事業資産・金融資産分類の具体的問題点を検討してきた。すなわち、事業資産・金融資産分類が、一方、量的にみて、現行会計実践を合理的に説明できないことを(2)・(3)において、他方、質的にみて、現行会計実践における損益の性質を識別できないことを(4)において、論じた。つまり、事業資産・金融資産分類は、現行会計実践の合理的説明という点で、不適切なのである。さらに、(5)において、事業資産・金融資産という分類自体が、損益計算的にみて、論理的に妥当でないことを明らかにした。

結論的に言って、事業資産・金融資産分類は、損益計算からみた論理的な成立可能性の視点からも、現行会計実践の合理的説明可能性の視点からも、理論的に大きな問題点を抱えていると言わざるを得ない。そうであれば、そうした問題点のある事業資産・金融資産分類を、どうして会計に導入したのか、ということが問われなければならない。

しかしながら、事業資産・金融資産分類が、どういう根拠あるいは理由で、会計に導入されたのかということは、斎藤学説によっては、明確に語られていない。何の説明もなく、いわば突然、事実に会計に持込まれていた、というような印象なのである。

したがって、斎藤学説の行論のなかから、推測せざるを得ないが、筆者に思い浮かぶとしたら、①会計上の処理規約の規定要因に関する斎藤学説のひとつの考え方、および②わが国では1999年の金融商品会計基準の制定以後に時価評価が導入されたが、その時価評価の根拠づけといったことぐらいである。こうしたことが、事業資産・金融資産分類の、会計への導入の背景にあったの

10) 山榊学説の企業資本等式の詳細については、山榊 [1967] 第1章・第2章および笠井 [2005] 第3章4を参照されたい。

であろうか。本来、こうした推測を交えるのは、好ましいことではないが、説明がないので、こうした筆者の推測に基づいて議論を進めざるを得ないのである。

まず①会計上の処理規約の規定要因に関する斎藤学説のひとつの考え方をみておこう。企業における会計処理から投資家の投資意思決定への役立ちまでの経路をプロセス的にみれば、[会計処理 → 純利益の算出 → 企業価値の推定 → 投資家の投資意思決定]とでも描けるであろう。すなわち、一方、純利益額算出のためには、(評価規約等に基づく)特定の会計処理がなされているはずであり、他方、その純利益額算出を起点にして企業価値額が推定され、それに依拠して投資家の投資意思決定がなされるのではないだろうか。その場合、この会計上の処理規約(評価規約等)を規定しているのは、一体何なのであろうか。その点については、斎藤学説では、例えば次のような主張が、そうした規定要因の議論にかかわっているのかもしれない(斎藤[1999]6~7ページ、傍点および波線・二重下線は笠井が付した)。

こうした投資家の意思決定に対する有用性という観点に立つと、会計情報の価値は、もっぱら将来についての予想形成と、それに基づく企業価値の評価に役立つかどうかで判断されることになる。当期に生じたキャッシュフローのどれだけを当期の収益や費用に配分したらよいか、過去の投資支出を各期にどう配分して減価償却などの費用を決めるのか、資産や負債の評価にどこまで将来のキャッシュフローを先取りして反映させるのか、そもそもキャッシュフローに加工を施した利益や資本が、事実を伝える情報として予想形成に役立つのかどうかを基準に、情報開示のルールが決められるわけである。

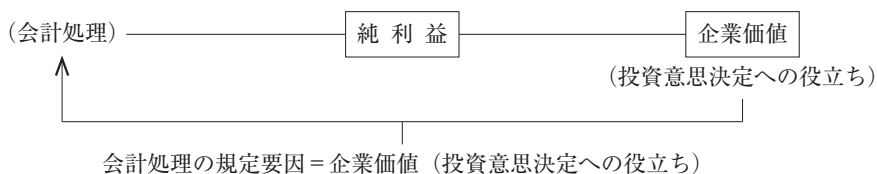
不敏な筆者には、今ひとつ理解し難い主張であるが、こうした主張によれば、どうやら、会計情報の価値は、将来の予想形成および企業価値評価への役立ち(傍点部分)によって判断され、したがって、会計情報の開示のルールは、そうした役立ちの観点から決められる(二重下線)、ということのようである。もっとも、その場合、「情報開示のルール」という表現は多様な内容を含んでいるとも考え得るが、その直前の波線部分から推察すれば、会計上の処理規約(評価規約等)とみることも、不可能ではないであろう。その場合には、斎藤学説の主張は、予想形成・企業価値評価に役立つように、純利益算出に関する会計上の処理規約(評価規約等)が決められる、というようにも理解できないこともないであろう。

もっとも、この役立ちという用語にしても広範な意味内容(例えば、直接的役立ちだけを含むのか、それとも間接的役立ちをも含むのかといった相違)を含み得るので、はっきりしたことは分らないが、上記のような理解によれば、会計処理の規定要因は、純利益算出の論理というより、企業価値評価(投資意思決定)の論理であるということになりそうである。

以上を図示すれば、図表23のようになろう。

仮にこの図表に基づけば、会計処理の規定要因は、企業価値の論理ということになるのであるから、その場合には、企業価値の論理に基づく事業資産・金融資産分類を会計に導入する根拠が、ないわけではないということになる。

<図表23>



もちろん、斎藤学説が明確にそのように主張している、というのではない。筆者が知りたいのは、事業資産・金融資産分類の会計への導入に関する根拠であるが、それが明示されていないので、上記のような推察に基づき、その根拠あるいは理由とおぼしきものを、筆者が推測したにすぎない¹¹⁾。先にも述べたように、こうした推測に基づく議論は好ましいものではないが、斎藤学説による明確な説明がないいじょう、この図表23を手掛りにして、事業資産・金融資産分類の、会計への導入の根拠の問題を考えざるを得ないのである。

次に②時価評価の正当化のために、事業資産・金融資産分類が会計に導入されたという根拠づけであるが、これも、斎藤学説によって、明確にそのように主張されているわけではない。ただ、現代会計における時価評価の根拠が薄弱であることが強調されていることは、事実である。すなわち、伝統的会計は、一口に取得原価主義会計と称されているように、取得原価をベースにしているとみなされており、時価評価は、基本的に否定されていた。しかるに、現代会計においては、

11) 斎藤学説の見方を本文の図表23のように纏めてしまってもよいのかは、斎藤学説が事業資産・金融資産分類の会計への導入の根拠を明示していないいじょう、定かではない。しかし、個別的には、図表23に近い表現をしていることも、事実なのである。例えば、金融資産の時価評価の妥当性、および事業資産の時価評価の非妥当性について、次のように述べている（斎藤 [2002] 436ページ、傍点は笠井）。

「その一方、利益の測定を離れて拡大しつつある開示要求に会計情報を適合させるという観点からすれば、資産・負債のリアリティやその価値に着目するアプローチは、多くの点で投資家の予想形成に寄与する可能性をもっているかもしれない。たとえば期末時点における金融投資ポジションの時価は、期末日から3カ月経ってから公表されるにしても、その時点の投資家による企業価値評価（株価形成）に影響することが、すでにいくつかの実証研究によって確かめられている。…（中略）…誰にとっても市場価格に等しい価値をもつ金融商品については、そのストックを時価評価した情報が株価を説明しうるということであろう。」

「もちろん、金融商品と異なる事業投資のポジションについては、期末の時価が一般には投資家の予想形成に関係ないとみられている。誰がもつのかでそれらの価値が異なる以上、市場の平均的な期待に基づく取引価格が企業価値の評価に役立つとは思えない。」

こうした主張によれば、株価（企業価値評価）への役立ちの観点から、一方、金融資産の時価評価は妥当とみなされ、他方の事業資産の時価評価は非妥当とみなされているようである。

この点からするかぎり、会計処理のルールとしての時価評価が、企業価値評価への役立ちの有無という観点から規定されているような印象を受ける（つまり、本文の図表23に掲げた図表に近い関係を想起させる）のではないだろうか。

しかし、他方で、斎藤学説では、既に述べたように、純利益算出と企業価値評価との峻別が強調されているが、そうした主張は、本文で後に述べるように、図表23と調和するとは思われないのである。

したがって、この点に関する斎藤学説の見方の実相は、不明と言うより仕方ない。

売買目的有価証券にみられるように、時価評価も理論的に許容されており、取得原価と時価とが併存しているのである。そこで、時価評価および時価差額の損益算入の理論的根拠が、問題になる。これは、取得原価主義会計論の論理では説明できないだけに、現代会計理論の成否をかけた根本的な問い掛けに他ならない。

この点については、多種多様な解決方向があり得ようが、ひとつの有力な考え方は、売買目的有価証券に関する広範な市場の存在を念頭において、認識原則を実現基準から実現可能基準に緩めるという方向であろう。

しかし、斎藤学説は、そうした考え方を、以下のように否定しているのである（斎藤 [1995a] 42ページ、ただし、波線および傍点は笠井が付した）。

このように、時価の変動に基づく成果の測定は、実物投資には無意味でも金融投資には意味がある。それは、値上がり益が「実現可能」だからではなく、金融投資の時価が期待キャッシュフローの価値を与えて、事前の期待を確かめる事後の事実になっているからである。保有利得を実現させる機会があるというだけなら、実物投資との違いは程度の差であらう。

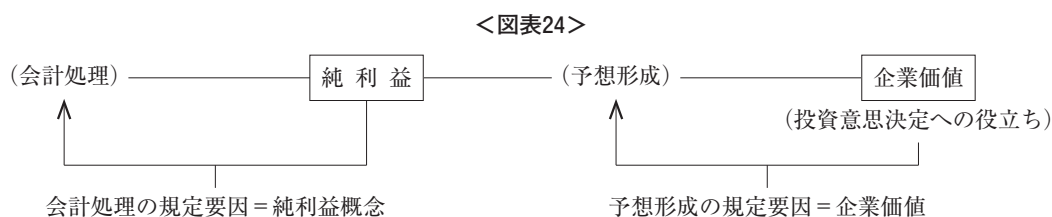
つまり、この傍点部分からすれば、売買目的有価証券の時価評価および時価差額の損益算入の根拠を実現可能基準に求めるかぎり、売買目的有価証券と商品・製品等の棚卸資産との実現可能性の程度は、いわば量的相違にしかすぎないので、売買目的有価証券だけを時価評価することの根拠は、薄弱であるということのようである。それに対して、斎藤学説における金融資産という概念によれば、主観のれんが欠如しているいじょう、つまり、波線部分にあるように、時価が事前の期待を確かめる事後の事実になっているいじょう（もっとも、この点の理論的妥当性には、既にふれたように、問題なしとしないが）、時価評価には、確固たる根拠があるということのようである。そうであれば、売買目的有価証券の時価評価に確固たる根拠を与えるためには、主観のれんの欠如という要件を具えた金融資産概念の導入、ひいては事業資産・金融資産分類の会計への導入が必要である、ということに繋がってくるのではないだろうか。

事業資産・金融資産分類の会計への導入の根拠については、斎藤学説では何も語られていないので、やむなく、斎藤学説の行論のなかから、ふたつの推定を試みたのである。しかし、このうち②についての結論は、簡明なことなので、ここで、簡単にふれておこう。たしかに、実現可能基準による時価評価の正当化には疑問があるが、ここでの問題は、現行会計において時価評価されているのは、売買目的有価証券だけなので（金融資産一般ではないので）、売買目的有価証券の時価評価の根拠に他ならない。その点からすると、主観のれんの欠如を時価評価の根拠にするかぎり、金融資産一般の時価評価の正当化にはなったとしても（しかし、その点についても、既にふれたように、問題なしとしないが）、売買目的有価証券に限定された時価評価の正当化には、なり得ないのではないだろうか。現行会計における売買目的有価証券に限定された時価評価の確固と

した根拠は、主観のれんの有無をメルクマールとした事業資産・金融資産分類の導入によっては、合理的に説明できないと言わざるを得ない。そこで、以下では、①に絞って、検討することにした。

（ii）会計処理の規定要因に関する図表23についての疑問

会計処理の規定要因について、斎藤学説が図表23を想定しているのであれば、企業価値の論理が会計処理を規定することになるので、企業価値評価にかかわる事業資産・金融資産分類を会計に導入しても良いということになるであろう。しかしながら、他方で、斎藤学説は、I（1）（i）で述べたように、純利益算出と企業価値評価とを峻別し、前者は会計によって分担されるのに対して、後者は投資家によって分担されると主張している。この主張によれば、会計の処理規約は、純利益算出という論理によって規定されるのに対して、（純利益に基づいて推計される）将来の予想形成は、企業価値評価という論理によって規定されることになるのではないだろうか。それを示せば、次のようになろう。



この図表24によれば、会計処理を規定するのは、（投資家における）企業価値評価の論理ではなく、（会計に関する）純利益算出の論理であるということになろう。企業価値の論理は、あくまで、予想形成の局面に作用するのであるから、ここでは、事業資産・金融資産分類の発想が大きく影響するとしても、会計処理の局面には、事業資産・金融資産分類は導入されるべきではないということになろう。

そのように考えれば、図表23と図表24とでは、会計処理の規定要因についての考え方に、根本的な相違があるように思われるのである。したがって、事業資産・金融資産分類の会計への導入の是非も、そのいずれに依拠するかによって左右されることになるのではないだろうか。その場合、どちらの見方が、妥当なのであろうか。ここに、純利益算出と企業価値評価との関係について、再検討する必要性に迫られるのである。

（iii）純利益と企業価値との関係についてのふたつの考え方

そこで、純利益算出と企業価値評価との関係を組上に載せなければならないが、純利益算出から企業価値評価を導出する経路については、斎藤学説は、多くを語っていない。そこで、ここでは、斎藤学説と同じく主観のれんの有無を重視する立場にたっている辻山 [2002] の見解を聞くことにしよう（辻山 [2002] 350～351ページ、傍点は笠井）。

投資家は、投資意思決定に先だって、企業の価値を評価する。投資家にとっての企業価値（主観価値）は、当該投資から得られる将来キャッシュフローとリスクに基づいて導き出される。そのための具体的な企業評価モデルとしては、配当割引モデル（DDM）、キャッシュフロー割引モデル（DCFМ）、そしてオールソン・モデル（OM）等が知られている。

DDMやDCFМにおいては、当該企業の期待将来配当の流列ないしは期待将来キャッシュフローの流列の割引現在価値によって企業価値が評価される。その際、会計上の利益情報は次のような3つのリンケージを通じて企業価値評価に間接的な役割を果たしていると考えられている。すなわち、（1）現在の株価（企業価値）と将来の配当（あるいはキャッシュフロー）、（2）将来の配当（キャッシュフロー）と将来の利益、（3）将来の利益と現在の利益。また、近年注目を集めているOMにおいては、企業価値は次式のように当該企業の純資産簿価と、期待将来超過利益の流列の割引現在価値（のれん）の和によって求められるから、会計上の利益は、主として上記の（3）のリンケージを通じて、企業価値評価により直接的な役割を果たすことになったといわれている。

$$t \text{ 時点の企業価値} = t \text{ 時点の純資産簿価} + \sum_{\tau=t+1}^{\infty} \frac{E_{\tau}(\tau \text{ 年度の超過利益})}{(1 + \text{資本コスト})^{\tau}}$$

上式において、右辺第1項は必ずしも取得原価による純資産簿価である必要はない。そこでどのような評価ルールが用いられようとも、当該評価ルールを用いた各期首の簿価によって導き出される各期の正常利益に基づく超過利益の算定を通じて、右辺の合計額は一定の金額に収束することになるからである。その意味では、上式は資産負債の評価ルールに対してはニュートラルなものである。

(12) 超過利益とは、当期利益と正常利益（期首純資産簿価×資本コスト）との差額をさす。

(15) ただし、簿価は時価以下でなければならない。

上の引用文にあるように、今日、純利益（算出）と企業価値（評価）との関係については、配当割引モデル等に基づいて説明するタイプと、オールソンモデルに基づいて説明するタイプというふたつの類型が、想定されているようである。このふたつのタイプの、会計における意味合いは、根本的に異なっているように筆者には思われるのであるが、上記の引用文においては、単にリンケージの在り方の長短の相違にしか着目されておらず、そのかぎりでは、両者は、本質的には、いわば等価的に位置づけられているようである。しかし、本当にそのようにみなしてしまってもよいのであろうか。そこで、まず、この点から検討することとしたい。

(iv) オールソンモデルの考え方

まずオールソンモデルに基づくタイプであるが、その特質は、おそらく、①会計上の純利益（当期利益）額は、企業価値を算出するための単なる構成要素的な数値あるいは経過的な数値にすぎないこと、およびそれとのかかわりで、②（時価以下であれば）会計上の純利益額を算出するためにどのような評価規約でもよいこと、の2点に集約できそうである。

すなわち、オールソンモデルというのは、そもそも、企業価値額を算出するための関係式であるから、純利益額にしても、企業価値額を構成する諸要素の単なる一項目あるいは企業価値額に至るまでの経過的な項目にしかすぎない。したがって、最終的には、他の要素の協力によって、企業価値額を算出しなければならない。そのかぎりにおいて、純利益は、いわば単なる構成要素的な概念あるいは経過的な概念にすぎないようである。オールソンモデルを直視すれば、①は当然の特質と言ってよいであろう。他方、オールソンモデルにおける企業価値額が、純資産簿価とのれんの額とから構成されているいじょう、時価以下であれば、その評価規約がどのようなものであれ、純資産簿価とのれん額とで調整されるので、企業価値額には影響しない。したがって、上記の引用文の傍点部分から明らかなように、オールソンモデルに依拠すれば、時価以下であれば、どのような評価額でもよいことになってしまうのである。つまり、この②も、当然の特質と言えよう。

以上のように、オールソンモデルに依拠するかぎり、①の特質からすれば、会計上の純利益額は、企業価値額を算出するための一構成要素の数値あるいは経過的な数値にしかすぎないいじょう、それ自体として独自の意義あるいは固有の意義をもつものではないことになる。他方、②の特質からすれば、時価以下なら、どのような評価額でもよいのであるから、会計处理的にみて、妥当な評価額を特定することなど、およそ不可能であろう。つまり、オールソンモデルは、既述のように、そもそも、企業価値評価を導出するための関係式なのであるから、極言すれば、その一構成要素あるいは経過的な数値にしかすぎない純利益額の計算は、さしたる問題ではなく、最終的に妥当な企業価値額が算出されさえすればよいのではないだろうか。そうであれば、そのプロセスにおいて「会計処理上、何が妥当な評価額なのか」といった問い掛けなど、有意味ではあり得ない。逆に言えば、オールソンモデルには、会計処理上の妥当な評価規約を規定できる論理など、内在していないということである。

そのように考えれば、オールソンモデルに依拠するかぎり、①の特質からは純利益額に関する独自のあるいは固有の意義の喪失、そして②の特質からは会計上の評価規約形成の不可能性が、演繹できるであろう。そうであれば、オールソンモデルに依拠した場合、はたして、会計理論に、レーゾン・デートルなどあるのであろうか。妥当な純利益算出のための妥当な評価規約の形成を会計理論の中核的な課題と考えるかぎり、オールソンモデルに依拠することは、会計理論の崩壊に通底しているのではないだろうか。

（v）ビーバーの定式化の考え方

それでは、配当割引モデルに基づいて純利益と企業価値との関係を説明するタイプは、どうであろうか。この考え方は、ビーバー [1986] によって普及したようであるが、それによれば、企業価値（証券価格）が将来の配当流列の割引現在価値によって決定されるというモデルのもとでは、将来の配当と将来の会計的利益との結び付き、および将来の会計的利益と当期のそれとの結び付きを媒介として、会計情報は、企業価値（証券価格）の予測に役立ち得るのである。すなわち、前者については、将来の利益と将来の配当との間には、統計的依存関係があると仮定するこ

と（つまり一定の配当性向があると仮定すること）に、ある種の合理性が認められているようである。また後者についても、当期の利益のうちどれだけが今後も持続するものと期待できるのかに関する分析などを行なうことによって、ある種の結び付きが認められているようである（ビーバー [1986] 127～134ページ）。

つまり、ビーバーによれば、[企業価値（証券価格）← 将来の配当流列 ← 将来の利益流列 ← 当期の利益] という関連が、想定されているわけである。したがって、配当割引モデルおよびこのビーバーの定式化に依拠するかぎり、会計情報は、会計的損益計算がなされた結果としての当期の利益額を提供することによって、企業価値の評価（証券価格の推定）という役立ちを果たし得るわけである。

そして、純利益額の算出と企業価値額の算出との関係は、このビーバーの定式化によれば、二段構えになっているようである。すなわち、その純利益額は、その算出以前に一定の会計処理がなされているわけであり、他方、その結果として算出された純利益額を起点として、今度は、将来利益流列・将来配当流列の推定がなされることにより、企業価値額が算出されるのである。したがって、そのプロセスは、[(会計処理 → 純利益額) ⇒ (将来利益流列・将来配当流列の推定 → 企業価値額)] とでも、二段階に分別することが可能なのである。その点で、企業価値額という唯一の数値を算出するための関係式（つまり、全体として一段階の関係式）に他ならないオールソンモデルとは、会計理論的にみれば、根本的に素性が異なっているわけである。

以上のように、ビーバーの定式化は、企業価値額自体を直接的に算出するものではない。ひとまずは会計処理に基づいて純利益額を算出し、次いで、その純利益額に一定の加工を施して（将来利益流列・将来配当流列の推定を行なって）、いわば二次的に、企業価値額を算出するのである。そこでは、純利益額および企業価値額を生み出すものが、前者では（会計ないし経営者の）会計処理であるのに対して、後者では（投資家の）将来利益流列・将来配当流列の推定というように、まったく異なっているのである。したがって、純利益と企業価値とは、別個の概念であり、そのかぎりにおいて、ビーバーの定式化における純利益というのは、それ自体、独自のあるいは固有的な概念に他ならない。この点で、オールソンモデルについての特質①とは真反対であり、そのかぎりでは、会計理論的には、オールソンモデルの純利益概念とは本質的に異なっているのである。

他方、このように、純利益概念が、企業価値概念とは別個の概念であり、純利益概念に、（企業価値概念に対する）独自性固有性が認められるとしたら、純利益額を生み出す会計処理にしても、特定の評価規約が独自の存在すると仮定することも、可能であろう。純利益概念と企業価値概念とが二段階で定義されているビーバーの定式化においては、最終的に妥当な企業価値額が算出されさえすればよい（したがって、その途中のプロセスにおける会計処理上の評価額を特定できなかった、あるいは特定する必要がなかった）オールソンモデルとは異なり、純利益概念に相応しい会計処理上の評価規約の存在を想定できるはずなのである。その点で、オールソンモデルの特質②とは、まったく異なっていると言わざるを得ない。

以上のように考えれば、ビーバーの定式化に準拠すれば、オールソンモデルに依拠した場合は異なり、純利益概念に独自性固有性を認めることも、また、純利益額を産み出す会計処理につ

いても、特定の評価規約の存在を認めることも、不可能ではないであろう。そうであれば、純利益算出のための評価規約の形成を中核的な課題とする会計理論にしても、そのレーゾン・デートルが認められると言ってよいのではないだろうか。

（vi）ビーバーの定式化における事業資産・金融資産分類の導入の可能性

以上のように、オールソンモデルとビーバーの定式化とは、会計および会計理論のレーゾン・デートルにもかかわる大きな相違があるように筆者には思われるのである。しかるに、その両者をいわば等价的に扱っているかのようにも見受けられる辻山〔2002〕の見解は、筆者には理解し難いが、しかし、それはともかく、問題は、齋藤学説の見解である。この点、I（1）（i）の冒頭に掲げた引用文によれば、純利益概念と企業価値概念とを峻別しているらしいこと、および、オールソンモデルについては、「情報開示と市場の反応との統計的な相関でなく、むしろ因果関係の理論的な記述に重点をおいた」（齋藤〔1999〕244ページ）ものと規定しつつ、「会計情報がどれほど有用なのか、これだけではよくわからない」（齋藤〔1999〕250ページ）と述べており、さして評価しているとも思えないことからすれば、齋藤学説は、どうやら、配当割引モデルに基づくビーバーの定式化に依拠しているとみることも、できそうである。明確にそのことが指摘¹²⁾されているわけではないが、ここでは、そのことを前提にして議論を進めることとしたい。

このビーバーの定式化によれば、純利益額と企業価値額とは、それぞれ異なる処理により算出された独立の数値に他ならない。言うまでもなく、純利益額は、（会計あるいは経営者の）会計処

12) そのように、齋藤学説がビーバーの定式化に近い考え方に依拠しているとした場合、図表1に示した目的と機能との関係について留意すべきであろう。そこでは、企業価値額が、投資家の投資意思決定に役立っているわけであるが、その一連の関係は、〔純利益額 → 企業価値額 → 投資意思決定への役立ち〕とでも纏められる。この二段構えのシェーマにおいても、純利益額は、たしかに、投資意思決定に役立っていると言えないこともない。しかし、その役立ちは、あくまで間接的なものにすぎず、投資意思決定に直接的に役立っているのは、純利益額ではなく、企業価値額に他ならない。そうであれば、純利益額にも、直接的な役立ちとして、投資意思決定への役立ち以外の何らかの役立ちがあっても、しかるべきなのではないだろうか。純利益額に独自の固有的な意義があるのなら、純利益額それ自体の直接的な役立ちを想定すべきだったのではないだろうか。それなのに、図表1においては、会計の目的たる純利益算出に対応する機能（役立ち）については、何も語られていないのである。

同じことであるが、以上のことは、次のようにも言えよう。すなわち、純利益額と企業価値額とは異なった処理プロセスによって算出された異なる数値であるいじょう、異なった目的をもっていると言ってよいであろう。そのように、異なった目的だとすれば、そのそれぞれに、異なる役立ち（機能）が想定されても、しかるべきなのではないだろうか。

そこで、問題は、会計（配分・評価分類）の機能であるが、この点、筆者は、現在の投資家に対する会計責任が、その機能（役立ち）に相当するのではないかと考えている。企業価値評価の機能が、将来の投資家の意思決定への役立ちを意味するとすれば、純利益算出の機能は、現在の投資家に対する、資金の運用に関する報告責任と言ってよいのではないだろうか。それを図示すれば、次のようになる。

	会計（配分・評価分類）	事業資産・金融資産分類
目的	純利益算出	企業価値評価
機能	現在の投資家に対する報告責任（会計責任）	将来の投資家に対する投資意思決定への役立ち

理に基づいて算出された数値であるのに対して、企業価値額は、(投資家の)将来利益流れ・将来配当流れの推定に基づき算出された数値なのである。

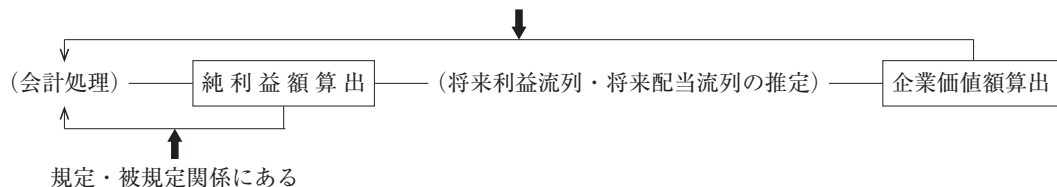
このように、純利益額と企業価値額とが峻別されるべきであり、したがって、その両者には、それぞれ独自の固有的意義があるとすれば、一方、会計処理は、妥当な純利益額を算出しなければならないいじょう、会計処理の指標になるのは、純利益算出の論理ということになる。他方、将来利益流れ・将来配当流れの推定は、妥当な企業価値額を算出しなければならないいじょう、将来利益流れ・将来配当流れの推定の指標になるのは、企業価値の論理ということになる。要するに、純利益概念と企業価値概念とが峻別されるべきであるとするなら、一方、純利益算出の論理が会計処理を規定するし、他方、企業価値評価の論理が、将来利益流れ・将来配当流れの推定を規定することになるのではないだろうか。算出される数値とその処理プロセスとの規定・被規定の関係をもそのように理解するかぎり、企業価値評価の論理は、会計処理の規定要因ではない、ということにならざるを得ないであろう。

以上を纏めれば、次のようになろう。この図表の考え方は、言うまでもなく、図表24のそれとまったく同じである。

<図表25>

[ピーパーの定式化における会計処理の規定要因]

規定・被規定関係にはない



このように考えるかぎり、企業価値評価にかかわる事業資産・金融資産分類を会計に導入し、会計処理を規定することは、論理的に、否定されなければならないように筆者には思われるのである。

事業資産・金融資産分類の会計への導入の根拠あるいは理由について、斎藤学説では明確に語られていないので、筆者の推測に基づき、想定され得るふたつの根拠を挙げた(しかし、それは筆者の推測にしかすぎないのであるから、斎藤学説の本意に適っているかどうかは定かではない)。そして、最終的には、筆者は、そうした導入の根拠について、理論的に成立しないという結論を導

ㄨ なお、これまで、会計責任というのは、取得原価を支える基礎概念とみなされてきた。しかし、会計責任には、実は、現金委託としての報告責任と資本委託としての会計責任というふたつの異なる考え方があると筆者は考えている。これまで一般に説かれてきたのは、前者の現金委託としての会計責任であり、取得原価評価を支えてきたのは、この概念に他ならない。しかし、会計責任には、資本委託としての報告責任という考え方もあるはずであり、この概念によれば、時価評価をも根拠づけることが、できるのである。この点については、笠井 [2013] を参照されたい。

出している。そうであれば、筆者が自分で推測して自分で否定しているだけであるから、いわば自問自答しているにすぎない。理論的検討としては好ましいことではないが、事業資産・金融資産分類の会計への導入の根拠が明示されていないので、やむを得なかったのである。

いずれにしても、そもそも企業価値評価を念頭におきつつ主観のれんの有無をメルクマールにして形成されたものとしての事業資産・金融資産分類を会計に導入すること（そして、事業資産・金融資産分類に依拠した評価規約を会計処理に用いること）に、合理的な根拠を見出すことができなかったというのが筆者の結論である。

参 考 文 献

- 大日方 [1996]：大日方隆稿「金融商品の評価と開示（その1）」『企業会計』第48巻第11号
- 笠井 [2000]：笠井昭次著『会計の論理』税務経理協会
- 笠井 [2005]：笠井昭次著『現代会計論』慶應義塾大学出版会
- 笠井 [2010a]：笠井昭次著『現代日本会計学説批判Ⅰ』慶應義塾大学出版会
- 笠井 [2010b]：笠井昭次著『現代日本会計学説批判Ⅲ』慶應義塾大学出版会
- 笠井 [2013]：笠井昭次稿「会計の機能の再構成」『三田商学研究』第56巻第2号
- 笠井 [2018]：笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義——意思決定有用性学説（1）——」『三田商学研究』第61巻第5号
- 笠井 [2019]：笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義——意思決定有用性学説（2）——」『三田商学研究』第61巻第6号
- 斎藤 [1995a]：斎藤静樹稿「金融資産の評価をどう考えるか」『JICPA ジャーナル』No.479
- 斎藤 [1995b]：斎藤静樹稿「債券投資の成果と償却原価法——会計における配分と評価——」『企業会計』第47巻第6号
- 斎藤 [1999]：斎藤静樹著『企業会計とディスクロージャー』東京大学出版会
- 斎藤 [2002]：斎藤静樹稿「終章 総括と補足」（斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社
- 辻山 [2002]：辻山栄子稿「IX-1 章 利益の概念と情報価値（1）」（斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社
- ビーバー [1986]：W. H. ビーバー著／伊藤邦雄訳『財務報告革命』白桃書房
- 山榎 [1967]：山榎忠恕著『近代会計理論』国元書房
- 米山 [2003]：米山正樹著『減損会計——配分と評価——（増補版）』森山書店